

第 83 号

熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例及び熊本県警察の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例及び熊本県警察の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年2月14日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例及び熊本県警察の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年熊本県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

(熊本県警察の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県警察の職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和29年熊本県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、本部長は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。